

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）第8条	使用料の減免	歴史文化課

1 審査基準は次のとおりとする。

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が遺跡の学び館の展示室を使用するとき、障害者が遺跡の学び館の研修室又は体験学習室を個人で使用するとき並びに遺跡の学び館を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。
- (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が遺跡の学び館の展示室を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。